

## 「今治市省エネ家電普及促進事業費補助金」に係る申請要領

### 概要

#### 1. 趣旨

ゼロエミッション社会への移行をめざす導入策として、省エネ性能の高いエアコン、LED照明器具は、CO<sub>2</sub>排出量が削減され、家庭での脱炭素化が促進されます。また、電気料金による市民生活への負担軽減にもつながる対象製品を購入する今治市民を支援するため、「補助金（デジタルクーポン）」を交付します。

#### 2. 交付額

**購入額(税抜) 4万円以上 12万円未満では1万5千円、12万円以上では3万円**をデジタルクーポンにて補助します。

**※製品の取付工事費は対象経費に含まれます。**

**※その他リサイクル料金等は対象経費に含まれません。**

**※ポイント等を利用された場合、そのポイントは対象経費に含まれません。**

**※デジタルクーポンは登録店舗での利用に限ります。**

**※デジタルクーポンの利用期限については令和8年12月31日までとなります。**

#### 3. 交付方法

補助金（デジタルクーポン）の交付方法は、市長が指定する電子マネー方式（電気通信回線に接続している電子計算機に入力することにより使用する識別記号その他これらに類するものであって、商品又はサービスを購入することができるものをいう。）により行います。

市長が指定する電子マネー方式は、交付の対象者に対し、補助金（デジタルクーポン）の付与情報（付与に係るコード情報をいう。）を交付することにより行います。

### 交付対象者及び交付対象製品

#### 1. 交付対象者

**令和8年4月1日から令和8年10月30日までに、新品(未使用品)の家庭用エアコン・LED照明器具を、今治市内に所在する店舗・事業所から購入した方**

- ・申請者は購入者とし、世帯主に限定しませんが、補助の交付は同一世帯で1回限り
- ・1度に複数の製品を申請することは可能
- ・交付対象製品の購入日から補助金の申請日までの間において、引き続き**今治市に住民登録のある者**
- ・**市税の滞納のない世帯**

#### 2. 交付対象製品

##### 【家庭用エアコン】

**●統一省エネラベルが貼付されているもので2つ星以上で新品（未使用）のもの**

- ・家庭用であっても、移動式エアコンは対象外となります。
- ・統一省エネラベルは、購入する店舗や[省エネ型製品情報サイト](#)で確認ください。
- ・対象製品の購入と、その製品の取り付けに必要となる工事費は対象とします。
- ・取換え前製品のリサイクル料金（処分費、撤去費、払込手数料その他の経費）は対象外です。

※家庭で利用する製品（業務用エアコン等は除く）とし、店舗や事業所で使用するものは除きます。店舗兼住所の場合は、住居部分で使用するものであれば申請可能です。

### 【家庭用 LED 照明器具】

#### ●統一省エネラベルが貼付されているもので2つ星以上で新品（未使用）のもの

- ・懐中電灯や電気スタンド等の移動可能な LED 照明器具は対象外
- ・LED 電球単体での購入は対象外
- ・統一省エネラベルは、購入店舗や[省エネ型製品情報サイト](#)等でご確認ください。
- ・対象製品の購入と、その製品の取り付けに必要となる工事費は対象とします。
- ・取換え前製品の処分費、撤去費、調査費、払込手数料、廃材処分費、その他の経費は対象外です。

※家庭で利用する製品（業務用は除く）とし、店舗や事業所で使用するものは除きます。  
店舗兼住所の場合は、住居部分で使用するものであれば申請可能です。

#### 3. その他

- (1) 受付期間内でも申込が予算枠に達した時点で受付を終了します。
- (2) 対象要件を満たしていないにも関わらず、偽って補助金の交付を受けようとする行為は犯罪です。不正や悪質な行為等が判明した場合は補助金を返還いただきます。

### 【統一省エネラベル例】



#### 申請の流れ

##### 1. 申請書類

補助金（デジタルクーポン）の交付を受けようとする方は、次に掲げる書類を令和8年10月30日（金）まで（必着）に今治市省エネ家電普及促進事業費補助金受付窓口にて提出してください。

なお、今治市は必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。申請書の控えは、お手元に保管していただくようお願いします。

## 【必要な書類】

1. 補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号） ※誓約書の氏名の欄は、必ず自署をお願いします。
2. 領収書の写し 申請者（購入者）が今治市内の店舗・事業所で対象製品を購入したことが証明出来るもので、製品名や支払い金額の内訳が記載され、購入日、支払いが確認できるもの ※領収書を紛失した場合は別途定める書類（製品販売証明書）をもって代えることが可能です。
3. 保証書（購入製品の型番、製造番号が分かる書類）  保証書については住所、氏名、連絡先など、お客様情報が記載されているものに限り（未記載の場合は、申請者の方が記載して提出ください） ※ご準備できない場合は別途定める書類（施工証明書）をもって代えることが可能です。
4. 対象製品が基準を満たしていることを確認できるもの  <a href="#">省エネ型製品情報サイト</a> や星マークが表示されている店頭のパップの写しなど
5. その他市長が必要と認める書類



## 2. 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請様式を入手することができます。

担当課にも用紙はありますが、原則ホームページからダウンロードをお願いします。

### (1) ホームページからダウンロード

URL： <https://www.city.imabari.ehime.jp/kankyou/>

### (2) 「今治市省エネ家電普及促進事業費補助金」受付窓口での配布

受付窓口：今治市別宮町一丁目4番地1 第二別館8階 環境政策課内  
または、各支所住民サービス課・公民館の窓口

※ 窓口での配布は平日の9時00分から17時00分までの対応です。

## 3. 申請方法

今治市省エネ家電普及促進事業費補助金受付窓口へ郵送で申請してください。

郵送方法は、普通郵便でかまいませんが、レターパックや簡易書留など追跡可能な郵便を推奨します。

<宛先>

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1 第2別館8階

今治市役所 環境政策課

「今治市省エネ家電普及促進事業費補助金」係

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

## 4. 受付期間（郵送による先着順の審査となります）

郵 送 受 付：令和8年6月1日(月)から令和8年10月30日(金) 必着

**受付期間中においても申込が予算枠に達した場合は受付を終了します。**

## 5. 追加書類の提出依頼及び申請内容の確認

申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合等、必要に応じて、追加書類の提出を求めることや、申請内容の調査・確認のために連絡することがあります。申請書には必ず、

日中（9時～17時）に対応可能な連絡先の記入をお願いします。

その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、補助金の交付を受ける意思がないものと判断し、申請を却下することがあります。

#### 6. 交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは補助金を交付します。また、本補助金の交付は、申請書類の受理後、速やかに行います。

なお、必要に応じて、追加書類の提出を求め、確認のために連絡をすることがあり、交付まで時間を要する場合があります。

#### 7. 通知等

交付決定の通知は、申請いただいた住所へデジタルクーポンの発送をもって行い、通知書等の送付はありません。

補助金の交付対象とならないと判断した場合は、不交付決定通知書を送付します。

#### 8. 交付決定の取り消し及び補助金の返還等

補助金の交付決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽、不正等が発覚した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。この場合、不正に補助金を受け取った申請者は、今治市が指定する期日までに、補助金の返金に加えて、加算金を支払う義務を負います。

#### 9. 本補助金に関するお問い合わせ先

本補助金の申請等に関してご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

今治市役所 環境政策課

TEL：0898-36-1535

受付時間：9時00分～17時00分（平日のみの対応となります。）

### その他

#### 1. 検査・報告等

本補助金交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、検査を行うとともに報告等を求めることがあります。

#### 2. 個人情報の取り扱い

申請書類に記載された情報は、本補助金の審査・支給に関する事務に限り使用し、同意事項及び契約事項を除き、他の目的には使用しません。